イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

AF_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

AF_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

五　公園費　人口

算式

$$\frac{B \times 0.3 + C \times 0.0038}{530\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成７年度補正予算債、平成８年度補正予算債、平成９年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02475

AF_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.02160

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02430

AF_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.02115

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02385

五　公園費　人口

算式

$$\frac{B \times 0.3 + \sum_{n=14}^{15} (C_n \times D_n)}{528\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　国庫の補助金を受けて施行した都市公園法第２条第１項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第２条第１項第３号に該当する公園の整備事業に係る経費に充てるため昭和 63 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 4 年度補正予算債、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成７年度補正予算債、平成８年度補正予算債、平成９年度補正予算債、平成 10 年度補正予算債及び平成 11 年度補正予算債、地域財政特例対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）で総務大臣が調査したものの当該年度における元利償還金。この場合において、市町村が組織する組合に係る元利償還金は、当該元利償還金を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る元利償還金（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村に係る元利償還金）とみなす。